

水産物流通加工推進事業実施要領

(目的)

第 1 条 県内で水揚げ又は養殖等により生産される鮪、ソデイカ、モズク等の水産物は生鮮
或いは簡易な一次加工処理により出荷され、生産財としての原料供給型の構造となっ
ている事に鑑み、漁業協同組合（以下「漁協」という。）が実施する消費者ニーズを
意識した地域水産物の多様な加工品開発の促進とその流通手法開発への取り組みを支
援し、漁協経営並びに漁家の経営安定に資する事を目的に沖縄県漁業振興基金業務方
法書第 20 条の規程に基づき、その実施に必要な事項を定める。

(内容)

第 2 条 漁協が独自又は委託により実施する県産水産物の多様な商品開発並びに流通手法開
発事業に要する経費に対し補助する。

(対象経費)

第 3 条 補助対象経費は以下のとおりとする。

- a. 謝金（委員、講師、専門家等）
- b. 旅費・交通費（委員、講師、専門家、職員等）
- c. 会議費
- d. 外注加工費
- e. 機器借料
- f. 商品の品質調査、成分分析等にかかる経費
- g. 印刷製本費（パッケージ等のデザイン料を含む）
- h. テスト販売経費
- i. 販売促進費
- j. 販促グッズ制作費（商品パンフ等）
- k. 広告宣伝費
- l. その他、理事長が必要と認める経費

(補助率及び補助金額)

第 4 条 事業費から県及び市町村助成金等を差し引いた額の 50%以内或いは、1,000 千円
のいずれか低い金額を補助金額とする。

(補助対象期間)

第 5 条 当該事業で補助する期間は最長 5 年間とする。

(事務手続き等)

第 6 条 この要領に定めのない事項については、業務方法書に従う。

附 則

1. この要領は、平成 19 年 6 月 11 日から適用する。
2. 平成 18 年度から事業を実施している漁協の補助対象期間は当該年度を含めた 3 年間とする。
3. 平成 25 年 6 月 4 日一部改正